# 「見なし輸出 Q&A8 番」の読解

本稿は、経産省による見なし輸出表題 Q&A を、CISTEC (該当条項等の注釈付き)解説資料を手掛かりに読み解こうという試みです。

# 1. テキスト

#### 経産省資料

**Q8**:本邦法人 X から本邦法人 Y に対して技術提供をする場合において、本邦法人 Y で技術を 受領するものが特定類型に該当する居住者 A (本邦法人 Y に雇用されている) である場合、本 邦法人 X 又は本邦法人 Y は許可申請を行う必要はありますか。

### A 2 :

- ▶本邦法人 X から本邦法人 Y に対して技術提供をする場合において、本邦法人 Y で技術を受領するものが特定類型に該当する居住者 A (本邦法人 Y に雇用されている) である場合、本邦法人 X から本邦法人 Y、本邦法人 Y から居住者 A という順序で技術が移転するものと解釈されます。
- ▶ この場合、本邦法人 Y から居住者 A に対して技術提供が行われるところ、本邦法人 Y が役務取引規制の趣旨を潜脱して居住者 A に技術を取得させることを目的として本邦法人 X から技術を受領させる場合や本邦法人 X と本邦法人 Y の間の技術提供に係る契約において居住者 A に提供することが明記されている場合など特殊な場合を除いて、ご質問のようなケースでは通常本邦法人 Y と居住者 A との間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについて合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われる関係が存在しないと考えられますので「取引」(法第 25 条第 1 項、第 2 項)に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。

【「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A (8.31版)】より

# CISTEC 資料

ポイント	関係規定の該当箇所/関係 QA、資料
○国内他法人に提供する場合、受領者が特定類型該当者で	○Q8(本邦法人 X から同 Y に技術提供
あるときは、(潜脱意図がない限り) 許可申請不要(提供	する場合の扱い)
側法人、被提供側法人とも)	Q32(他大学との共同研究の場合の対応)

【経済産業省が公表した「みなし輸出」管理規制案のポイント (該当条項等の注釈付き)】より

# 2. 技術提供の構図

経産省 A8 の第 1 段落から、ここで話題になっているのが「 $X \Rightarrow Y \Rightarrow A$ 」の流れでの提供であることがわかります。

したがって問題文には「Yで受領する者がA」とありますが、これは「A 氏がY 社窓口として受領」するのではなく、一旦はY 社における同僚が「X 社から受領」した後に「A 氏に渡される」という順序ということです。

# 3.「潜脱意図がない限り」の意味

潜脱とは、その行為の違法性を認識している人が、文字通りそれを潜り抜けようとすることを意味 します。ということは**A氏が「特定類型」非居住者であり、A氏に技術提供することが規制対象であることを知っている人が、例えば迂回的手段を用いて提供を企図したのかがポイント**になります。

その点、私はA8で示されている2つの事例には疑問を感じます。

- 例1 本邦法人 Y が役務取引規制の趣旨を潜脱して居住者 A に技術を取得させることを目的 として本邦法人 X から技術を受領させる
- 例 2 本邦法人 X と本邦法人 Y の間の技術提供に係る契約において居住者 A に提供することが明記されている

例1をもう少し詳しく見てみましょう。「 $X \rightarrow Y \rightarrow A$ 」の構図を前提とすると、こんな感じでしょうか。 Y 社は A 氏が「特定類型」居住者であることを知っており、その A 氏に X 社の規制技術を取得させた いと思っている。そこで X 社から取得した技術を A 氏に渡した。それが Y 社にとっての「潜脱」だと いうのです。しかしその規制技術の取得方法がどうであれ(自社開発であっても、X 社から導入であっても)A 氏に渡せば Y 社の違反行為 なのは明らかですよね。これは「ただの違反」です。「潜脱」と 呼ぶほどのものではありません。Y 社にとっても、X 社を巻き込むことによって A 氏への技術提供に ついて世間を欺く効果はないのです。つまり「潜脱」という観点からすると M1 の行動は合理性に欠ける、はっきり言うなら全く意味がない。

例2は、X社にとっての違反性に関するものです。しかしこの例もおかしなところがあります。たとえその規制技術がA氏の手に渡ることがわかっていたとしても、A氏が「特定類型」居住者であることを認識していなかったならば、X社の違反を問うことはできないからです。

#### 4. ミスタイプ?

A8 第2段落の結論部を引用します。

本邦法人 Y と居住者 A との間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについて合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われる関係が存在しないと考えられますので「取引」(法第 25 条第 1 項、第 2 項)に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。

「本邦法人 Y」は X の誤りと思うのですがどんなものでしょう? 2つ理由を挙げます。

第1に、ここで述べられているのは「提供者と受領者の関係」ですが、「提供者」と言えばX社のことですよね?(CISTEC 解説でいう「提供側法人」が、「提供者」に当たるでしょうから) それに本

問では「Y社とA氏の間に『合意』があったかどうか」を判断する材料は示されていません。それなのに「そういう関係が存在しなかったと考えられる」とは無茶でしょう。

第2に、「潜脱意図」の上記例1・例2ともに、「X 社を絡めて」の記述です。つまり「X 社と A 氏の関係」につながる話をしていたわけです。このような伏線を張る以上、結論部も「X 社と A 氏」の間における規制の有無を論ずるものでなければ辻褄があいません。

# 5. 問題設定に疑問

そもそも「本邦法人 X 又は本邦法人 Y は許可申請を行う必要はありますか」という設定が混乱の元だったように思います。

もう1つ常識論を。一見純粋の国内取引(X 社 $\rightarrow Y$  社)であっても、Y 社内で「特定類型」居住者に その技術が利用される場合はどうなるのか、というのは提供側企業にとってもっともな心配です。そ こで(提供側企業の)判断の助けになるよう Q&A を用意するのは有用性の高い配慮だと思います。 それなら「X 社における許可申請要否」に焦点を絞って議論展開すべきだったのではないでしょうか?

# 6. 私ならココが知りたい

### 6-1 まずは「特定類型」居住者の認識問題に触れたい

そもそも規制の要件は、その技術の利用者が「特定類型」居住者との認識が提供者側にあったか だと私は理解しています。**その点への言及が最優先**だと思います。

そこさえ押さえておけば、「潜脱意図」のような応用問題を出されてもついていくことができます。 逆に、その基本をとばしていきなり「潜脱意図」の話をされると、読者は混乱してしまいます。

# 6-2 (「認識」あった場合) 許可取得は誰の義務なのか

X 社も Y 社もともに A 氏が「特定類型」居住者であることを認識していたとします。この場合は「X 社→Y 社」、「Y 社→A 氏」どちらの技術提供ともに「A 氏への提供を目的とする取引」です。 許可は X 社・Y 社どちらが取得するのでもよさそうですが、もし Y 社が「大臣許可は当社で申請しておきますから今すぐ当社に技術提供してください」と X 社に要請していたらどうなるでしょうか? (例えば先行して、同僚社員 B 氏にその技術を渡したいという理由で)

X社は、「Y社が許可取ると言ってたから」で免責されるのでしょうか?